

令和4年5月11日

関係各所属長殿

交通部 長

### 運転免許に係る講習の運用について（通達）

運転免許に係る講習については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号。以下「講習規程」という。）等に基づいているところであるが、その他運用について必要な事項は下記のとおりとし、令和4年5月13日から運用することとしたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお「運転免許に係る講習の運用について（通達）」（令和3年8月20日付け運管発第147号）は同日をもって廃止する。

### 記

#### 1 指定講習機関及び公安委員会の委託による講習実施機関に対する指導監督

三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が講習規程第3条により指定講習機関に取消処分者講習、初心運転者講習若しくは若年運転者講習を行わせるとき、又は停止処分者講習、取得時講習、原付講習、更新時講習、違反者講習若しくは特定任意講習を一般社団法人若しくは一般財団法人その他の者に委託したときは、運転免許管理課長（以下「課長」という。）並びに指定講習機関の所在地及び講習場所を管轄する警察署長において、指定講習機関及び講習を委託した機関（「講習実施機関」という。）に対し、講習が適正かつ確実に行われるよう、次により指導監督を行うものとする。

- (1) 講習が適正かつ確実に行われるよう、随時必要な命令、報告書・資料の提出要求、講習の立会検査等を行うものとする。
- (2) 講習の適正かつ確実な実施並びに講習水準の維持及び向上を図るため、密接な連絡をとるとともに、講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供等を行うものとする。
- (3) 課長は、講習指導員に対する研修会を随時開催し、交通法令、交通情勢、交通事故実態、講習の方法、講習における指導力等の向上に関する調査研究を行い、能力の向上に努めるものとする。

#### 2 運用要領

- (1) 取消処分者講習

## ア 講習対象者

取消処分者講習の対象者は、講習規程第6条に規定する取消処分者講習受講指定書の交付を受けた者とする。

## イ 講習指導員の指定

公安委員会が実施する取消処分者講習は、三重県警察職員であつて講習規程第5条に規定する要件に該当し、三重県警察本部長から取消処分者講習指導員指定書（様式第1）の交付を受けた者が行うものとする。

## ウ 講習の指定等

(ア) 取消処分者講習の受講の申出は、取消処分者講習受講申出書（様式第2）により行うものとする。

(イ) 取消処分者講習の指定は、取消処分者講習受講指定書により講習日時及び場所を指定するものとし、指定に当たっては、受講資格の有無等を確認するものとする。

なお、受講相談、受講資格の確認、受講の日時及び場所の指定等の事務手続は、運転免許管理課において行うものとする。

(ウ) 電話による受講の申出を受理したときは、運転免許管理課又は講習対象者の住所地等を管轄する警察署において、講習対象者に取消処分者講習受講申出書を提出させた上で、取消処分者講習受講指定書により受講日時及び場所を指定するものとする。

(エ) 受講の申出及び受講日時・場所の指定は、運転免許管理課にあつては取消処分者講習受講申出者名簿（様式第3）及び取消処分者講習受講指定書交付簿（様式第4）により管理するものとする。また、警察署にあつては取消処分者講習受講指定簿「警察署用」（様式第5）により管理するものとする。この場合において、取消処分者講習受講指定書の番号は、運転免許管理課にあつては取消処分者講習受講指定書交付簿の一連番号を付し、警察署にあつては取消処分者講習受講指定簿「警察署用」の一連番号を付するものとする。

なお、取消処分者講習受講指定書の受講指定書番号上部の余白には、交付した所属の名称を記入するものとする。

## エ 講習終了証明書の交付

(ア) 公安委員会又は指定講習機関は、取消処分者講習を終了した者に対し、講習規程第7条に定める取消処分者講習終了証明書に受講申請時に受理した写真を貼付して交付し、副本にも同様の写真を貼付して保管するものとする。

なお、課長は、指定講習機関において取消処分者講習終了証明書を交付し

たときは、その写しを送付させるとともに、取消処分者講習終了証明書交付簿（様式第6）に記録させ、1年間保管させるものとする。

- (イ) 亡失、滅失、棄損等の理由により取消処分者講習終了証明書の再交付を受けようとする者があるときは、受講した公安委員会又は指定講習機関に対し、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（様式第7）を提出させるものとする。
- (ウ) 公安委員会又は指定講習機関において、取消処分者講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が取消処分者講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認した上、保管している副本の写しを交付するものとする。

#### オ 講習結果の報告等

課長は、指定講習機関の長に対し、取消処分者講習を行ったときは、取消処分者講習実施結果報告書（様式第8）を作成させ、講習終了当日に報告させるものとする。

なお、指定講習機関から取消処分者講習実施結果報告書の提出を受けたときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の受講済登録を行うものとし、講習の効果を測定するために、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化に努めるものとする。

### (2) 停止処分者講習

#### ア 講習対象者

停止処分者講習の対象者は、三重県道路交通法施行細則（昭和43年三重県公安委員会規則第3号。以下「施行細則」という。）第37条の3に規定する受講申出書を提出した者とする。

#### イ 講習指導員の承認

- (ア) 課長は、停止処分者講習指導員になろうとする者に対し、停止処分者講習指導員承認申請書（様式第9）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第8条第2項に定める講習指導員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。ただし、申請者が講習実施機関に所属する場合は、所属する講習実施機関の長の推薦書を添付させるものとする。
- (イ) 停止処分者講習指導員になろうとする者から、承認の申請を受理したときは、講習指導員の要件及び講習指導員としての適性等について審査し、申請者が講習指導員として適任であると認めるときは、停止処分者講習指導員承認書（様式第10）を交付するものとする。

(ウ) 講習指導員が、講習指導員の要件を欠いたとき又は講習指導員として著しく適性を欠いたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

なお、講習指導員の承認を取り消した場合、速やかに承認書を返納させるものとする。

#### ウ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、停止処分者講習を行ったときは、講習後速やかに停止処分者講習実施状況報告書（様式第11）、受講者名簿（様式第12）及び受講者名簿（第2日目）（様式第13）により、また、毎月の講習実施結果報告にあつては、翌月10日までに停止処分者講習実施結果報告書（様式第14）により報告させるものとする。

### (3) 取得時講習

#### ア 講習対象者

取得時講習の対象者は、法第90条の2第1項第1号、第2号又は第4号に該当し、施行細則第37条の4、第37条の5、第37条の8又は第37条の9に規定する受講申出書を提出した者とする。

#### イ 講習指導員の選任届等

(ア) 課長は、講習実施機関に対し、取得時講習指導員選任届（様式第15）、取得時講習指導員になろうとする者が講習規程第9条第2項に定める講習指導員の要件を充足することを証明する書類及び当該講習実施機関の長の推薦書を提出させるものとする。

(イ) 講習実施機関に対し、講習指導員は講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じた必要な人数を確保させるものとする。

#### ウ 講習の指定

課長は、取得時講習を受けようとする者から施行細則に規定する当該講習の受講申出書を受理したときは、講習実施機関と調整の上、講習を行う場所を決定し、講習規程第11条に規定する受講指定書を交付するものとする。

なお、取得時講習を行う日時の指定は、講習を行う場所に指定された講習実施機関に指定させるものとし、講習の実施区分に応じて、大型車講習等申込受理・指定書交付簿（様式第16）、大型二輪車講習等申込受理・指定書交付簿（様式第17）、旅客車講習申込受理・指定書交付簿（様式第18）、応急救護処置講習申込受理・指定書交付簿（様式第19）に記載するものとする。

#### エ 講習終了証明書の交付及び管理

(ア) 講習実施機関において、取得時講習を終了した者に対し、道路交通法施行

規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第16項に規定する取得時講習終了証明書を交付するものとする。

- (イ) 取得時講習終了証明書については、必要数を把握し、三重県公安委員会公印規程(昭和41年三重県公安委員会規程第5号。以下「公印規程」という。)及び三重県警察の公印の取扱いに関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第27号。以下「公印訓令」という。）に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。
- (ウ) 課長は、講習実施機関に対し、取得時講習終了証明書を事前に必要枚数配布するものとする。この場合、講習実施機関は、公印訓令第11条に規定する公印印刷用紙出納簿により取得時講習終了証明書を管理するものとする。
- (エ) 課長は、講習実施機関に対し、取得時講習終了証明書の交付状況その他必要事項を取得時講習終了証明書交付簿（様式第20）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。
- (オ) 課長は、講習実施機関から、誤記、毀損等による取得時講習終了証明書の返納を受けるときは、取得時講習終了証明書返納書（様式第21）により行わせるものとする。
- (カ) 亡失、滅失、棄損等の理由により取得時講習終了証明書の再交付を受けようとする者があるときは、受講した講習実施機関に対し、取得時講習終了証明書再交付申請書（様式第22）を提出させるものとする。
- (キ) 講習実施機関において、取得時講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が取得時講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認の上再交付するものとする。この場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

#### オ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、取得時講習を行ったときは、講習終了後速やかに取得時講習実施結果報告書（様式第23）により報告させるものとする。

#### (4) 原付講習

##### ア 講習対象者

原付講習の対象者は、施行細則第37条の7に規定する原付講習受講申出書を提出した者とする。

##### イ 講習指導員の承認

- (ア) 課長は、原付講習指導員になろうとする者に対し、原付講習指導員承認申請書（様式第24）、履歴書及び運転免許証の写しを提出させるものとする。

ただし、申請者が講習実施機関に所属する場合は、所属する講習実施機関の長の推薦書を添付させるものとする。

(イ) 原付講習指導員になろうとする者から承認の申請を受理したときは、講習規程第12条第2項に規定する講習指導員の要件及び講習指導員としての適性等について審査し、申請者が講習指導員として適任であると認めるときは、原付講習指導員承認書（様式第25）を交付するものとする。

(ウ) 講習指導員が、講習指導員の要件を欠いたとき又は講習指導員として著しく適性を欠いたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

なお、講習指導員の承認を取り消した場合、速やかに承認書を返納させるものとする。

#### ウ 講習の指定等

(ア) 原付講習は、運転免許センター並びに尾鷲、熊野及び紀宝警察署管内に所在する受講者を収容できる教室、コース等を整備した施設において実施するものとする。

(イ) 課長は、講習実施機関と調整し、原付講習の対象者に対し講習規程第14条に規定する原付講習受講指定書を交付するものとするが、必要がある場合は、講習実施機関に対し、原付講習受講指定書を交付させるものとする。ただし、原付講習受講申出書の提出日と講習を行う日が同日の場合は、当該指定書の交付を省略することができる。

(ウ) 原付講習受講指定書については、必要数を把握し、公印規程及び公印訓令に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。

(エ) 課長は、講習実施機関に対し、原付講習受講指定書を事前に必要枚数配付するものとする。この場合、講習実施機関は、公印訓令第11条に規定する公印印刷用紙出納簿により原付講習受講指定書を管理するものとする。

#### エ 講習終了証明書の交付及び管理

(ア) 講習実施機関において、原付講習を修了した者に対し、府令第38条第16項に規定する原付講習終了証明書を交付するものとするが、運転免許センターにおいて原付試験に合格し、同日に講習を受講した者に対する交付は原則行わず、受験者に対する免許証の交付をもって代えるものとする。

(イ) 原付講習終了証明書については、必要数を把握し、公印規程及び公印訓令に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。

- (ウ) 課長は、講習実施機関に対し、原付講習終了証明書を事前に必要枚数配付するものとする。この場合、講習実施機関は、公印訓令第11条に規定する公印印刷用紙出納簿により原付講習終了証明書を管理するものとする。
- (エ) 課長は、講習実施機関に対し、原付講習終了証明書の交付状況その他必要事項を原付講習終了証明書交付簿（様式第26）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。
- (オ) 課長は、講習実施機関から、誤記、毀損等による原付講習終了証明書の返納を受けるときは、原付講習終了証明書返納書（様式第27）により行わせるものとする。
- (カ) 亡失、滅失、棄損等の理由により原付講習終了証明書の再交付を受けようとする者があるときは、受講した講習実施機関に対し、原付講習終了証明書再交付申請書（様式第28）を提出させるものとする。
- (キ) 講習実施機関において原付講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が、原付講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認の上、再交付するものとする。この場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

#### オ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、原付講習を行ったときは、講習終了後速やかに原付講習実施結果報告書（様式第29）により報告させるものとする。尾鷲、熊野及び紀宝警察署管内において実施した場合は、講習場所を管轄する警察署長を経由し報告させるものとする。

### (5) 初心運転者講習

#### ア 講習対象者

初心運転者講習の対象者は、法第100条の2に規定する基準該当初心運転者とする。

#### イ 講習の指定

初心運転者講習を行う場所は、原則として、三重県内の指定自動車教習所卒業の対象者にあつては当該卒業に係る指定講習機関を、その他の対象者にあつては最寄りの指定講習機関を指定し、講習日時は、当該指定講習機関と協議して設定するものとする。

#### ウ 講習の通知

講習対象者に対しては府令第38条の4に規定する初心運転者講習通知書を配達証明付書留郵便により、当該指定講習を実施する指定講習機関に対しては初

心運転者講習受講予定者通知書（様式第30）を書留又は普通郵便等により送付するものとする。

エ 講習終了証明書の交付及び管理

(ア) 指定講習機関において、初心運転者講習を終了した者に対し、講習規程第19条に規定する初心運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(イ) 課長は、指定講習機関に対し、初心運転者講習終了証明書の交付状況その他必要事項を初心運転者講習終了証明書交付簿（様式第31）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。

オ 講習結果の報告等

課長は、指定講習機関の長に対し、初心運転者講習を行ったときは、講習後直ちに初心運転者講習結果報告書（様式第32）により報告させるものとする。

なお、指定講習機関から初心運転者講習結果報告書を受領したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の受講済登録を行うものとする。

(6) 更新時講習

ア 講習対象者

講習の実施区分ごとの対象者は、別表「更新時講習の実施区分ごとの講習対象者」のとおり

イ 講習指導員の承認

(ア) 課長は、更新時講習指導員になろうとする者に対し、更新時講習指導員承認申請書（様式第33）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第20条第2項に定める講習指導員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。ただし、申請者が講習実施機関に所属する場合は、所属する講習実施機関の長の推薦書を添付させるものとする。

(イ) 更新時講習指導員になろうとする者から、承認の申請を受領したときは、講習指導員の要件及び講習指導員としての適性等について審査し、申請者が講習指導員として適任であると認めるときは、更新時講習指導員承認書（様式第34）を交付するものとする。

(ウ) 講習指導員が、講習指導員の要件を欠いたとき又は講習指導員として著しく適性を欠いたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

なお、講習指導員の承認を取り消した場合、速やかに承認書を返納させるものとする。

ウ 特定失効者に対する講習の留意事項

(ア) 特定失効者については、免許証の有効期間の更新を受けることができない



かった理由、免許が効力を失った日から起算した経過期間等を確認し、受講すべき講習の選別を誤らないこと。

- (イ) 免許申請書を提出した日前1年以内に特定任意講習を受講している者にあつては、運転免許試験の一部免除を受けるため、改めて講習を受けることを要しないことから、特定任意講習終了証明書の日付を確認し、誤りのないようにすること。

#### エ 経由更新者に対する講習の留意事項

法第101条の2の2の規定により経由更新を申請する場合、申請者が受講する更新時講習については、運転免許管理課で実施する講習を受講させるものとする。

#### オ 講習終了証明書の交付及び管理

- (ア) 更新時講習を受講した者に対する更新時講習の終了証明は、原則として、免許証の交付をもって代えるものとする。
- (イ) 講習規程第21条ただし書の規定にかかわらず、県内に住所地を有する者が更新時講習を受講し、当該日に免許証の交付を受けない場合には、別に定める「更新」運転免許証引換書の受講済印欄に、講習年月日及び別記「更新時講習受講済証」が押印されているものを講習の終了証明に代えることができるものとする。
- (ウ) 講習実施機関が、更新時講習を終了した者に対し、講習規程第21条各号に掲げる更新時講習終了証明書を交付する場合は、次により行うものとする。
  - a 更新時講習終了証明書については、必要数を把握し、公印規程及び公印訓令に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。
  - b 課長は、講習実施機関に対し、更新時講習終了証明書を事前に必要枚数配布するものとし、この場合における更新時講習終了証明書の管理は、公印訓令第11条に定める公印印刷用紙出納簿により行うこと。また、講習実施機関に対し、更新時講習終了証明書の交付状況その他必要事項を更新時講習終了証明書交付簿（様式第35）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。
  - c 課長は、講習実施機関から、誤記、毀損等による更新時講習終了証明書の返納を受けるときは、更新時講習終了証明書返納書（様式第36）により行わせるものとする。
- (エ) 亡失、滅失、棄損等の理由により更新時講習終了証明書の再交付を受けよ

うとする者があるときは、受講した講習実施機関に対し、更新時講習終了証明書再交付申請書（様式第37）を提出させるものとする。

- (カ) 講習実施機関において、更新時講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が更新時講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認の上、再交付するものとする。この場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

#### カ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、毎月の更新時講習実施状況を翌月10日までに、更新時講習実施状況報告書（様式第38）により報告させるものとする。

### (7) 違反者講習

#### ア 講習対象者

違反者講習の対象者は、運転免許を受けた者で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の8第1項に規定する軽微違反行為をし、同条第2項に規定する基準に該当することとなった者とする。

#### イ 講習指導員の承認

(ア) 課長は、違反者講習指導員になろうとする者に対し、違反者講習指導員承認申請書（様式第39）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第24条第2項に定める講習指導員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。ただし、申請者が講習実施機関に所属する場合は、所属する講習実施機関の長の推薦書を添付させるものとする。

(イ) 違反者講習指導員になろうとする者から承認の申請を受理したときは、講習指導員の要件及び講習指導員としての適性等について審査し、申請者が講習指導員として適任であると認めるときは、違反者講習指導員承認書（様式第40）を交付するものとする。

(ウ) 講習指導員が、講習指導員の要件を欠いたとき又は講習指導員として著しく適性を欠いたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

なお、講習指導員の承認を取り消した場合、速やかに承認書を返納させるものとする。

#### ウ 講習の通知

(ア) 違反者講習の対象者に対し、府令第38条の4の2第1項に規定する違反者講習通知書により講習日を指定して通知するとともに、受講に係る講習実施機関に対して違反者講習受講予定者通知書（様式第41）により通知するものとする。

- (イ) 違反者講習の通知に際しては、講習通知書に案内文書及び返信用はがきを添付して送付し、講習対象者に希望する講習のコースの選択、社会参加活動先、活動日、座学指定日変更の有無、変更の場合における希望日等をそれぞれ返信用はがきに記載の上、講習通知書受理後速やかに（原則として1週間以内）講習実施機関に返送させるものとする。

#### エ 受講手続

- (ア) 課長は、違反者講習通知を受けた者のうち、違反者講習を受けようとする者に、施行細則第37条の12第1項の違反者講習受講申出書を提出させるものとする。
- (イ) 課長は、違反者講習通知を受けた者が、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が1月となるまでに講習を受けない者について、令第37条の8第3項に定めるやむを得ない理由がある者が講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証する書類を提出させるものとする。
- (ウ) 課長は、違反者講習の実施に際し、講習実施機関に講習通知書、運転免許証等により受講対象者本人であること、運転免許証の有効期間内であることを確認させるものとする。

#### オ 講習終了証明書の交付及び管理

- (ア) 講習実施機関において、違反者講習を終了した者に対し、違反者講習終了証明書（様式第42）を交付するものとする。
- (イ) 課長は、講習実施機関に対し、違反者講習終了証明書の交付状況その他必要事項を違反者講習終了証明書交付簿（様式第43）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。
- (ウ) 亡失、滅失、棄損等の理由により違反者講習終了証明書の再交付を受けようとする者がいるときは、受講した講習実施機関に対し、違反者講習終了証明書再交付申請書（様式第44）を提出させるものとする。
- (エ) 講習実施機関において、違反者講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が違反者講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認の上、再交付させるものとする。この場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

#### カ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、違反者講習を行ったときは、違反者講習実施結果報告書(社会参加活動を含む講習)（様式第45）又は違反者講習実施結果報告書(社会参加活動を含まない講習)（様式第46）を作成させ、講習終了当

日に報告させるものとする。

なお、講習実施機関から違反者講習実施結果報告書を受理したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の受講済登録を行うものとする。

(8) 若年運転者講習

ア 講習対象者

若年運転者講習の対象者は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者とする。

イ 講習の指定

若年運転者講習を行う場所は、原則として、対象者の最寄りの指定講習機関を指定し、講習日時は、当該指定講習機関と協議して設定するものとする。

ウ 講習の通知

講習対象者に対しては府令第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書を配達証明付書留郵便により、当該指定講習を実施する指定講習機関に対しては若年運転者講習受講予定者通知書（様式第47）を書留又は普通郵便等により送付するものとする。

エ 講習終了証明書の交付及び管理

(ア) 指定講習機関において、若年運転者講習を終了した者に対し、講習規程第28条に規定する若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(イ) 課長は、指定講習機関に対し、若年運転者講習終了証明書の交付状況その他必要事項を若年運転者講習終了証明書交付簿（様式第48）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。

オ 講習結果の報告等

課長は、指定講習機関の長に対し、若年運転者講習を行ったときは、講習後直ちに若年運転者講習結果報告書（様式第49）により報告させるものとする。

なお、指定講習機関から若年運転者講習結果報告書を受理したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の受講済登録を行うものとする。

(9) 特定任意講習

ア 講習対象者

特定任意講習の対象者は、講習規程第29条第1項に該当する者で、随時受講することができるものとする。ただし、更新時講習の受講免除の対象となる者は、次のものであることを受講者に対し説明するものとする。

(ア) 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前6月以内に特定任意講習を受講しているもの

- (イ) 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

#### イ 講習指導員の選任届出

特定任意講習指導員の要件は更新時講習指導員の要件と同じであることから、課長は、講習実施機関の長に対し、特定任意講習指導員名簿（様式第50）及び更新時講習指導員承認書の写しを、公安委員会宛てに提出させるものとする。

#### ウ 受講手続

- (ア) 課長は、特定任意講習を受けようとする者があるときは、施行細則第37条の13第1項に規定する特定任意講習受講申込書及び特定任意講習受講者名簿を講習実施機関に提出させ、当該講習実施機関が講習日時及び場所を指定するものとする。

- (イ) 前記アの指定を受けた者は、講習実施機関に対し、施行細則第37条の13第2項に規定する特定任意講習受講申請書を提出するものとする。

- (ウ) 他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講の申込みがあった場合も受講を認めるものとし、前記ア及びイの手続を行わせるものとする。

#### エ 講習終了証明書の交付及び管理

- (ア) 講習実施機関において、特定任意講習を終了した者に対し、講習規則第3条第1号に規定する特定任意講習終了証明書を交付するものとする。

- (イ) 特定任意講習終了証明書については、必要数を把握し、公印規程及び公印訓令に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。

- (ウ) 課長は、講習実施機関に対し、特定任意講習終了証明書を事前に必要枚数配布するものとする。この場合、講習実施機関は、公印訓令第11条に規定する公印印刷用紙出納簿により特定任意講習終了証明書を管理するものとする。

- (エ) 課長は、講習実施機関に対し、特定任意講習終了証明書の交付状況その他必要事項を特定任意講習終了証明書交付簿（様式第51）に記録させ、適切に管理させるとともに、1年間保管させるものとする。

- (オ) 課長は、講習実施機関から、誤記、毀損等による特定任意講習終了証明書の返納を受けるときは、特定任意講習終了証明書返納書（様式第52）により行わせるものとする。

(カ) 亡失、滅失、棄損等により特定任意講習終了証明書の再交付を受けようとする者があるときは、受講した講習実施機関に対し、特定任意講習終了証明書再交付申請書（様式第53）を提出させるものとする。

(キ) 講習実施機関において、特定任意講習終了証明書再交付申請書を受理したときは、当該申請者が特定任意講習終了証明書の交付を受けた者であることを確認の上、再交付するものとする。この場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

オ 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、特定任意講習を行ったときは、講習終了後速やかに特定任意講習実施結果報告書（様式第54）により報告させるものとする。

別表

更新時講習の実施区分ごとの講習対象者

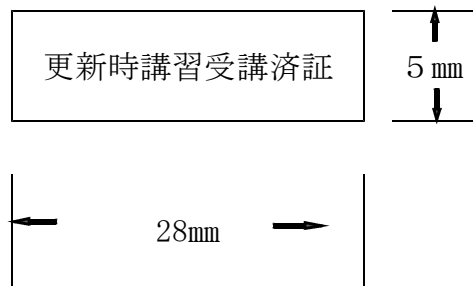
実施区分	講習対象者
<p>1 優良運転者講習</p>	<p>更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める期間において、違反行為（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。）又は令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）をしなかったもの</p> <p>(1) 法第101条第6項の規定により免許証の更新を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間</p> <p>(2) 法第101条の2第4項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第3項の規定による適性検査を受けた日前5年間（特定誕生日の40日前の日以降であるときは、特定誕生日の40日前の日前5年間）</p> <p>(3) 令第33条の6の2の各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果 法第105条の規定により効力を失った日から起算して6月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しない者に限る。）で、法第92条第1項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかった免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及</p>

	<p>び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間</p> <p>(4) 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号）で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以降に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの</p> <p>取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間</p> <p>(5) 特定取消処分者で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの</p> <p>交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間</p>
<p>2 一般運転者 講習</p>	<p>(1) 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年以上である者で、1の項(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間において、軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）1回のほか違反行為等をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 特別特定失効者で、一般運転者講習の受講を申し出るもの</p> <p>(3) 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの</p>



<p>3 違反運転者 講習</p>	<p>1の項(1)から(5)までに掲げる者で、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（1の項(3)の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがあるもの（軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない場合を除く。）</p>
<p>4 初回更新者 講習</p>	<p>更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（2の項(3)の者を除く。）で、1の項(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる区分に定める期間、又は、特定失効者（1の項(3)及び2の項(2)の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間に於いて、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもの</p>

別記



様式第 1

第 号

取消処分者講習指導員指定書

所属

階級

氏名

上記の者を取消処分者講習の講習指導員として指定する。

年 月 日

三重県警察本部長



様式第 2

取消処分者講習受講申出書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受講したいので申し出ます。

氏名、生年月日		年 月 日生
本 籍		
住 所	連絡先電話番号（自宅） （携帯）	
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消前に取得していた免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 通 特 ん 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	
新たに受けようとする免許の種類		
希 望 す る 講 習 の 種 類	四 輪 二 輪 原 付	

備考 講習の対象者は、免許の拒否処分を受けた人、免許の取消処分を受けた人及び6月を超える自動車等の運転の禁止処分を受けた人です。

# 取消処分者講習受講申出者名簿

講習日 第1日目 月 日 ( 曜日)  
 第2日目 月 日 ( 曜日)

番号	受講区分	氏 名		住 所		取消処分				仮免 有無	予約 受付日	受付場所 担当者	回答者	備 考 (指定書番号等)	
		生年月日 (年齢)		電 話 番 号		処分種別	処分年月日	期間満了日	欠格期間						取消免種
1	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
2	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
3	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
4	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
5	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
6	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
7	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
8	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
9	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					
10	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	有	/			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)	拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	無					

取消処分者講習受講指定書交付簿

番号	受付月日	氏名	取消処分			講習受講 指定日	扱者	受講者の連絡先	備考
			処分種別	処分年月日	欠格期間				
1	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
2	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
3	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
4	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
5	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
6	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
7	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
8	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
9	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
10	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
11	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
12	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
13	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
14	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
15	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
16	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
17	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
18	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
19	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			
20	月 日		取・拒・禁	年 月 日		月 日			

# 取消処分者講習受講指定簿

「警察署用」

警察署

番号	受講区分	氏 名		住 所		取消処分				予約 受付日	指定書 交付日	講習日	講習 場所	警察署 担当者	センター 担当者	備 考 (変更等)	
		生年月日 (年齢)		電 話 番 号		処分種別	処分年月日	期間満了日	欠格期間								取消免種
1	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
2	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
3	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
4	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
5	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
6	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
7	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
8	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
9	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			
10	四輪					取消	年	年	年	大型 中型 準中 普通	/	/	/	三重中央			
	二輪	年 月 日 ( )	(自宅)	(携帯)		拒否	月 日	月 日		大自二 普自二 原付	/	/	/	センター			





様式第7

<p>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p>	
<p>氏 名 生 年 月 日</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>住 所</p>	
<p>受 講 日</p>	<p>年 月 日 年 月 日</p>
<p>受 講 場 所</p>	
<p>再交付を申請 する理由</p>	



様式第9

年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

停止処分者講習指導員承認申請書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）  
第36条の規定により停止処分者講習指導員として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

停止処分者講習指導員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を停止処分者講習指導員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会



三重県公安委員会 殿	年 月 日 講習実施機関名																																																																						
停止処分者講習実施状況報告書																																																																							
1 実施年月日及び場所 年 月 日 講習会場																																																																							
2 講習科目及び担当者																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">                     科目別 学級別                 </th> <th style="width: 15%;">交通法令</th> <th style="width: 15%;">安全運転 に関する 事項</th> <th style="width: 15%;">運転適性 検査(筆 記、器材)</th> <th style="width: 15%;">実車指導 〔運転シミュ レーター〕</th> <th style="width: 15%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期講習</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中期講習</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期講習</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		科目別 学級別	交通法令	安全運転 に関する 事項	運転適性 検査(筆 記、器材)	実車指導 〔運転シミュ レーター〕	その他	長期講習						中期講習						短期講習																																																			
科目別 学級別	交通法令	安全運転 に関する 事項	運転適性 検査(筆 記、器材)	実車指導 〔運転シミュ レーター〕	その他																																																																		
長期講習																																																																							
中期講習																																																																							
短期講習																																																																							
3 受講者内訳																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">受講者数  処分別</th> <th colspan="4">処 分 別 受 講 者 数</th> <th rowspan="3">手 数 料 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第 1 日</th> <th colspan="2">第 2 日</th> </tr> <tr> <th>停止</th> <th>保留</th> <th>停止</th> <th>保留</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期講習</td> <td>交通事故</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法令違反</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中期講習</td> <td>交通事故</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法令違反</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期講習</td> <td>交通事故</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法令違反</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 計</td> <td>交通事故</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>法令違反</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td colspan="2">名</td> <td colspan="2">名</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>		受講者数  処分別		処 分 別 受 講 者 数				手 数 料 額	第 1 日		第 2 日		停止	保留	停止	保留	長期講習	交通事故						法令違反					中期講習	交通事故						法令違反					短期講習	交通事故						法令違反					小 計	交通事故						法令違反					合 計		名		名		円
受講者数  処分別				処 分 別 受 講 者 数					手 数 料 額																																																														
				第 1 日		第 2 日																																																																	
		停止	保留	停止	保留																																																																		
長期講習	交通事故																																																																						
	法令違反																																																																						
中期講習	交通事故																																																																						
	法令違反																																																																						
短期講習	交通事故																																																																						
	法令違反																																																																						
小 計	交通事故																																																																						
	法令違反																																																																						
合 計		名		名		円																																																																	
4 受講者名簿 別添のとおり (( )は、少年で内数)																																																																							
5 特異事項																																																																							





様式第14

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関名

停止処分者講習実施結果報告書 ( 年 月分)

日 付	短 期	中 期	長 期	計	累 計
合 計					





様式第16

大型車講習等申込受理・指定書交付簿

一連番号	申込受理日 (指定書交付日)	受 講 者			講習実施機関	車 両	備 考
		氏 名	生 年 月 日	住 所			
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							

注 車両欄には、「MT車、AT車」のいずれかを記入すること。

様式第17

大型二輪車講習等申込受理・指定書交付簿

一連番号	申込受理日 (指定書交付日)	受 講 者			講習実施機関	車 両	備 考
		氏 名	生 年 月 日	住 所			
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							

注 車両欄には、「限定なし、AT限定」のいずれかを記入すること。

様式第18

旅客車講習等申込受理・指定書交付簿

一連番号	申込受理日 (指定書交付日)	受 講 者			講習実施機関	車 両	備 考
		氏 名	生 年 月 日	住 所			
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							

注 車両欄には、「限定なし、A T限定、小型限定、小型A T限定」のいずれかを記入すること。

様式第19

応急救護処置講習等申込受理・指定書交付簿

一連番号	申込受理日 (指定書交付日)	受 講 者			講習実施機関	講習の 内 容	備 考
		氏 名	生 年 月 日	住 所			
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							
号							

注 講習の内容欄には、「第一種、第二種」のいずれかを記入すること。



年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

取得時講習終了証明書返納書

下記の理由により、取得時講習終了証明書を返納します。

返 納 理 由

様式第22

<p>取得時講習終了証明書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p>	
<p>氏 名 生 年 月 日</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>住 所</p>	
<p>受 講 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>受 講 場 所</p>	
<p>再交付を申請 する理由</p>	



様式第23

取得時講習実施結果報告書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

道路交通法第108条の2第1項第 号に掲げる 講  
習を 年 月 日に実施したので報告します。

講習受講者

番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

原付講習指導員承認申請書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）第36条の規定により原付講習指導員として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

原付講習指導員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を原付講習指導員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会





年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

原付講習終了証明書返納書

下記の理由により、原付講習終了証明書を返納します。

返 納 理 由

様式第28

原付講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
受 講 日	年 月 日
受 講 場 所	
再交付を申請 する理由	

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

原付講習実施結果報告書

道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を下記のとおり実施したので報告します。

記

1 講習日時

年 月 日 時 分から  
時 分までの間

2 講習場所

3 講習指導員

4 講習終了者

番号	氏 名	生年月日	住 所	性別
備考				


整理番号	
------	--

初心運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 殿

三重県公安委員会 

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知します。

住 所 氏 名 生 年 月 日 (連絡先等)	
運転免許証番号 免許取得年月日	
実施指定日時	
免 許 種 別	
卒 業 校	
違 反 等	
備 考	







年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

更新時講習指導員承認申請書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）  
第36条の規定により更新時講習指導員として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

更新時講習指導員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を更新時講習指導員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会





年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

更新時講習終了証明書返納書

下記の理由により、更新時講習終了証明書を返納します。

返 納 理 由

様式第37

更新時講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
受 講 日	年 月 日
受 講 場 所	
再交付を申請 する理由	

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

更新時講習実施状況報告書 ( 地区)

( 年 月分)

	講習種別					計
	優良 運転者	一般 運転者	違反 運転者	初回 運転者	特定 任意	
1	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2	( )	( )	( )	( )	( )	( )
3	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6	( )	( )	( )	( )	( )	( )
7	( )	( )	( )	( )	( )	( )
8	( )	( )	( )	( )	( )	( )
9	( )	( )	( )	( )	( )	( )
10	( )	( )	( )	( )	( )	( )
11	( )	( )	( )	( )	( )	( )
12	( )	( )	( )	( )	( )	( )
13	( )	( )	( )	( )	( )	( )
14	( )	( )	( )	( )	( )	( )
15	( )	( )	( )	( )	( )	( )
16	( )	( )	( )	( )	( )	( )
17	( )	( )	( )	( )	( )	( )
18	( )	( )	( )	( )	( )	( )
19	( )	( )	( )	( )	( )	( )
20	( )	( )	( )	( )	( )	( )

( ) は、特定失効者の内数



年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

違反者講習指導員承認申請書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）  
第36条の規定により違反者講習指導員として承認を受けたいので、関係書類を  
添えて申請します。

第 号

違反者講習指導員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を違反者講習指導員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会



整理番号

違反者講習受講予定者通知書

講習実施機関の長 殿

三重県公安委員会 印

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習を実施するよう通知します。

住 所 氏 名 生 年 月 日 (連絡先等)	
運転免許証番号	
免許取得年月日	
実施指定月日	(変更 月 日)
違 反 等	年 月 日の交通違反(事故)により 合計点数が6点となったため
備 考	

第 号

違反者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を終了したことを証明します。

年 月 日

講習実施機関の長 印



様式第44

違反者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
受 講 日	年 月 日
受 講 場 所	
再交付を申請 する理由	







様式第47

整理番号	
------	--

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指 定 講 習 機 関 名

管 理 者 殿

三重県公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証 番 号	講習指定 年月日





様式第50

特定任意講習指導員名簿

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

下記の者を特定任意講習指導員として選任したので届けます。

番号	氏 名	生 年 月 日	担 当 地 域	備 考

- 備考 1 担当区域について特定できない者にあつては、全域と記載すること。  
 2 更新時講習指導員承認書の写しを添付すること。



年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

特定任意講習終了証明書返納書

下記の理由により、特定任意講習終了証明書を返納します。

返 納 理 由

様式第53

特定任意講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
受 講 日	年 月 日
受 講 場 所	
再交付を申請 する理由	

